

## 千葉県消防法令適合通知書交付等に関する事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旅館・ホテル営業、興行場、公衆浴場、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業及び住宅宿泊事業に関する法令等により、許可、登録、承認若しくは認定又は届出（以下「許可申請等」という。）を行う者が当該許可申請等の際に添付する消防法令に適合している旨の通知書（以下「適合通知書」という。）及び旅行関係者等からの照会に対する回答に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (適合通知書の申請)

第2条 許可申請等の際に添付する適合通知書の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて、様式第1号の消防法令適合通知書交付申請書（以下「交付申請書」という。）により、所轄する消防署長（以下「署長」という。）に申請するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可に係るもの
- (2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出に係るもの
- (3) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第11項の規定による登録に係るもの
- (4) 国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出に係るもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による旅館・ホテル営業の施設内における営業許可に係るもの

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による旅館・ホテル営業の施設内における構造又は設備の変更等の承認、届出に係るもの
- (7) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の規定による営業の許可に係るもの
- (8) 千葉県興行場法施行細則（昭和63年千葉県規則第28号）第5条による施設又は設備の変更の届出に係るもの
- (9) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可に係るもの
- (10) 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条の規定による変更の届出に係るもの
- (11) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の規定による特定認定に係るもの
- (12) 国家戦略特別区域法第13条第5項の規定による変更の認定に係るもの
- (13) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出に係るもの
- (14) 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による変更の届出に係るもの

2 申請者は、防火対象物又はその部分（以下「防火対象物等」という。）の管理について権原を有するものとする。  
（交付申請書の受付）

第3条 署長は、申請が提出された場合において、交付申請書の記載内容及び添付資料等を確認し、不備がないと認めるときは、千葉県消防公文書取扱規程（平成5年千葉県消防局訓令（甲）第2号。以下「公文書取扱規程」という。）第11条第1項第1号に規定する收受印を押印して処理するものとする。

（審査項目）

第4条 申請があった防火対象物等の消防法令適合状況の

審査項目は、別表に定めるものとする。

(審査)

第5条 署長は、前条の規定に基づき、書類審査及び立入検査により審査するものとする。ただし、書類審査により審査項目に適合するものであると認められるときは、立入検査を省略することができるものとする。

(適合通知書等の交付)

第6条 署長は、第2条の規定により申請のあった区分について、消防法令に適合していると認められる場合は、速やかに適合通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 署長は、消防法令に適合していないと認められる場合は、速やかに消防法令不適合通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定による通知書は、公文書取扱規程第7条第4項に規定する一般文書の記号を付して申請者に交付するものとする。

(消防法令等適合状況に関する照会及び回答)

第7条 署長は、消防法令等適合状況に関する照会書(様式第4号)により旅行関係者等から照会があった場合は、消防法令等適合状況回答書(様式第5号)により旅行関係者等に回答するものとする。

2 前項に規定する届出の受付は、第3条の規定に準じて処理するものとする。

(関係行政機関への通知)

第8条 署長は、他の関係行政機関から防火安全に関する事項等について通知があったときは、これに適切に対応するとともに、消防局長(以下「局長」という。)へ報告するものとする。

2 局長は、関係行政機関から届出住宅に関する情報を入手した場合は、署長へ通知するものとする。

3 局長は、署長から第1項の報告があった場合は、その旨を当該機関に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、消防法令適合通知書交付等の事務処理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

別表（第4条関係）

審査項目	
1 防火管理等	(1) 防火対象物の点検及び報告
	(2) 防火管理者等の届出
	(3) 自衛消防組織の届出
	(4) 防火管理に係る消防計画
	(5) 統括防火管理者等の届出
	(6) 防火・避難施設等
	(7) 防災対象物品の使用
	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	(9) 火気使用設備・器具
	(10) 少量危険物・指定可燃物
	(11) 避難経路図の掲示
	(12) (1)から(11)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。
2 防災管理等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告
	(2) 防災管理者等の届出
	(3) 防災管理に係る消防計画
	(4) 統括防災管理者等の届出
3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等
	(2) 消防用設備等の点検報告

様式第1号(その1) (第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市 消防署長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)(\*)

(\*) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス

@ \_\_\_\_\_

下記の旅館・ホテル営業等について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称 (旅館・ホテル営業等の名称)

2 所在地 (旅館・ホテル営業等の所在地)

3 申請理由区分

- 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
- 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更の届出
- 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
- 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業の許可
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
- 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第1項の規定による特定認定
- 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第5項の規定による変更の認定

※受付欄

※経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。
  - 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けてください。
  - 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号(その2) (第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市 消防署長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)(\*)

(\*) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス

@ \_\_\_\_\_

下記の興行場について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称 (興行場の名称)

2 所在地 (興行場の所在地)

3 申請理由区分

- 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定による営業の許可
- 千葉市興行場法施行細則(昭和63年千葉市規則第28号)第5条の規定による施設又は設備の変更の届出

※受付欄

※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。
- 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けてください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号(その3) (第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市 消防署長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)(\*)

(\*) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス

@ \_\_\_\_\_

下記の浴場について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称 (浴場の名称)

2 所在地 (浴場の所在地)

3 申請理由区分

- 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による営業の許可
- 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による施設又は設備の変更の届出

※受付欄

※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。
- 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けてください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。



様式第1号(その4) (第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市 消防署長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)(\*)

(\*) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス

@ \_\_\_\_\_

下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称(届出住宅の名称)

2 所在地(届出住宅の所在地)

3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する 防火対象物の延べ面積 (㎡)	届出住宅部分の床面積 (㎡)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する 室)の床面積の合計 (㎡)

(2) その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在(住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)とならない

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出  
 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による変更の届出

※受付欄

※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。  
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けてください。  
3 ※印の欄は、記入しないでください。

消防法令適合通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

千葉市 消防署長 印

年 月 日付で交付申請のあった 営業施設  
消防法令に適合していると認め、通知します。 届出住宅の部分 については、

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日
- 5 申請理由区分
- 6 備考

消防法令不適合通知書

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

千葉市 消防署長 印

年 月 日付で交付申請のあった 営業施設  
届出住宅の部分 については、  
審査の結果、消防法令に適合していないため通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日
- 5 消防法令に適合していない理由
- 6 備考

様式第4号(その1) (第7条関係)

消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

(あて先) 千葉市 消防署長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)(\*)

(\*) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス

\_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

下記の旅館・ホテル営業等の消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名称(旅館・ホテル営業等の名称)
- 2 所在地(旅館・ホテル営業等の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 申請理由
- 5 備考

※受付欄

※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号(その2) (第7条関係)

消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

(あて先) 千葉市 消防署長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)(\*)

(\*) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス

\_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

下記の届出住宅部分の消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名称(届出住宅の名称)
- 2 所在地(届出住宅の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 申請理由
- 5 備考

※受付欄

※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号(その1) (第7条関係)

消防法令等適合状況回答書

第 号  
年 月 日

(申請者) 様  
千葉市 消防署長 印

年 月 日付けで照会のあった下記の旅館・ホテル営業等の消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

- 1 名称(旅館・ホテル営業等の名称)
- 2 所在地(旅館・ホテル営業等の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 表示マーク交付状況等 (  該当  非該当 )

表示マーク交付済

交付年月日 年 月 日  
有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

表示マーク不交付  
(理由)

【届出等の状況】

- (1) 防火管理者の選任義務 (  該当  非該当 )

防火管理者選任(解任)に係る届出 (  届出済  未届出 )

防火管理に係る消防計画 (  届出済  未届出 )

訓練実施日

消火訓練 年 月 日

避難訓練 年 月 日

防火対象物点検報告制度 (  該当  非該当 )

特例認定 あり(認定(更新)年月日 年 月 日)

なし

- (2) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果 (  報告済  未報告 )

- (3) その他 ( )

5 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。  
2 印のある欄については、該当の印にレを付けてください。  
3 表示マークが火災の発生等により一時的に留保されている場合は、「交付済」とし、備考欄にその旨を記載してください。  
4 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載してください。

様式第5号（その2）（第7条関係）

消防法令等適合状況回答書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

千葉市

消防署長

印

年 月 日付けで照会のあった下記の届出住宅の部分に係る消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

1 名称（届出住宅の名称）

2 所在地（届出住宅の所在地）

3 代表者氏名

4 消防法令適合状況（ 適  不適）

【届出等の状況】

（1）消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果（ 報告済  未報告）

（2）その他（ ）

5 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。  
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けてください。